

議第 3 号

「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン（案）」について

「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン（案）」を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年12月25日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長      安 福   正 寿

（提案理由）

「運動部活動の在り方に対する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」が策定され、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要があるため、「岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン」を策定する。

取扱注意

案

# 岐阜県高等学校運動部活動ガイドライン

平成30年12月  
岐阜県教育委員会

## 目 次

1. ガイドライン策定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 部活動の意義と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
  - (1) 運動部活動の意義
  - (2) 体力向上の面からの運動部活動の役割
  - (3) 競技力向上の面からの運動部活動の役割
3. 適切な運営のための体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3～4
  - (1) 学校における運動部活動の方針の設定
  - (2) 指導・運営に係る体制の構築
4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組・ P 4～5
  - (1) 適切な指導の実施
  - (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用
5. 適切な活動基準の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5～6
6. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備・・・・・・・・ P 6～7
  - (1) 合同部活動等の生徒のニーズを踏まえた運動部の設置
  - (2) 地域との連携等
7. 学校単位で参加する大会等の見直し・・・・・・・・・・ P 7
8. 終わりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7

### 資 料

- 資料 1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)
- 資料 2 「これからの運動部活動」(岐阜県教育委員会スポーツ健康課)
- 資料 3 「学校の運動部活動に係る活動方針」様式
- 資料 4 「年間計画表・月間計画表」様式

## 1. ガイドライン策定の趣旨等

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ、文化、科学等の振興を大きく支えてきた。

県教育委員会は、高等学校の運動部活動が、生徒の「生きる力」の育成に一層貢献できるものになるよう、平成25年6月に「これからの運動部活動」（資料2）を策定し、研修・講義等においてその活用を周知し、運動部活動の充実と適正化を図ってきた。

しかし、社会・経済の変化等に伴い、教育等にかかわる課題は複雑化・多様化し、生徒の教育環境を取り巻く状況も大きく変化しており、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。

とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、教員の長時間勤務の主な要因になっていることや、適切な休養が設定されず、行き過ぎた活動によるスポーツ障害への懸念があるなど、従前と同様の運営体制では維持が難しくなってきたおり、学校によっては存続の危機にあるところもみられる。

こうしたことから、運動部活動については、全国の生徒が生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する資質・能力をはぐくむ基盤として、運動部活動を持続可能なものとし、生徒や保護者のニーズに応じた活動ができるよう、平成30年3月にスポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（資料1）を策定し、これを踏まえた活動方針の策定を、都道府県教育委員会等に求めた。

県教育委員会は、「教職員の働き方改革プラン」を策定し、教員の業務負担軽減の一つとして部活動における休養日の設定や外部人材の活用を進めてきたが、生徒や教員にとって望ましい運動部活動の環境を構築するという観点に立ち、運動部活動の大きな改革の一歩として本ガイドラインを作成した。

各学校においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、本ガイドラインを踏まえた運営や、具体的な指導の在り方、活動内容及び方法について検討、見直し、創意工夫、改善を進め、それぞれの特色を生かした取組を行うことにより、県内の運動部活動が今後も持続可能なものとして、一層充実が図られることを期待する。

## 2. 運動部活動の意義と役割

### (1) 運動部活動の意義

高等学校教育における部活動は、高等学校学習指導要領総則に、下記のように示されている。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など運営上の工夫を行うようにすること。

上記の内容を踏まえ、学校における運動部活動は下記のように整理することができる。

#### ○ 運動部活動の位置付け

学校教育の一環として行われるものである。

#### ○ 運動部活動の意義

生徒がより高い水準の技能に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、「生きる力」の育成に大きく貢献するものである。

#### ○ 実施上の留意点と配慮事項

- ・運動部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、参加を強いるものではない。
- ・運動部活動の指導は、教育課程との関連を図りながら行う。
- ・地域や各種団体と連携を図り、協力を得ることが部活動の充実に繋がる。

県内においても、高校生全体4万3千人に対して、2万4千人（約53%）の生徒が運動部活動に登録しており、その9割以上が充実した生活や競技力の向上、人間形成を目指し日々精進している現実がある。

このことから、高等学校における運動部活動の役割は非常に重要なものであるといえる。

### (2) 体力向上の面からの運動部活動の役割

全国的に児童生徒の運動・スポーツ離れが叫ばれている中、県内の高校生においても運動習慣の二極化が深刻な問題となっており、運動機会・運動時間の確保の面から運動部活動の役割は大きい。

### (3) 競技力向上の面からの運動部活動の役割

平成24年の「ぎふ清流国体」を契機に、県内スポーツの競技力は飛躍的に向上した。全国高等学校総合体育大会においても団体個人の上位入賞数は、毎年50近い数を輩出しており、まさしく岐阜県の競技力の屋台骨を支えている状況である。

また、オリンピック・パラリンピック競技大会においても、県内部活動を経験した選手が日本代表として活躍している状況からも、その礎となる高等学校の運動部活動の役割は大きい。

### 3. 適切な運営のための体制整備

#### (1) 学校における運動部活動の方針の設定

平成29年度部活動に関する実態調査【H29.10.25 体健第483号】（以下実態調査）によると、全ての学校において部活動に関する内規等が設定され、運営がなされている。

一方で、休養日や活動時間については、担当顧問の裁量によるところが多いため、適切な休養日が設定されず、行き過ぎた活動に繋がる恐れがある。

ア 校長は、本ガイドラインに則った「学校の運動部活動に係る活動方針」等を策定し、毎年度、見直しを図る。（資料3）

イ 運動部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記に記す活動方針及び活動計画等を公表し、保護者や生徒にも理解を得る。

エ 県教育委員会は、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。（資料4）

#### (2) 指導・運営に係る体制の構築

少子化による生徒数の減少が進む傍ら、生徒や保護者のニーズは多種多様になってきており、学校はそのニーズに対応する結果、部活動数の適正化が図れていない。（H28 1,405部 → H29 1,407部 体育健康課調べ）

そのため、複数顧問制が確立している一方、専門的な指導ができずストレスを感じている顧問や、複数の部をかけもつ顧問もみられる。

県教育委員会においても、専門的な指導を行う社会人指導者を派遣することや特別教育活動担当非常勤講師（部活動アシスタント）を配置するなど、その補完に取り組んでいるところである。

ア 校長は、生徒や教員の数及び社会人指導者等の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑な運動部活動の運営が実施されるよう、運動部活動数の調整を図る。

イ 県教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に向け、規則の整備や研修のもち方等、実施に向けた検討を進める。

ウ 校長は、運動部活動の顧問決定にあたって、校務全体の効率的・効果的な実施を鑑みて、教員の校務分掌や、社会人指導者等の配置状況を勘案した上で行うなど、教員にとって適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理が図られる体制の構築を図る。

特に、初任者については、教科指導及びそれに関する研修等を最優先とし、部活動指導が過度の負担にならないように配慮すること。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の報告等によって、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行うことができ、教員の過度な負担とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県教育委員会は、運動部活動顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る研修等の取組を行う。

カ 県教育委員会及び校長は、教員の運動部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（H29.12.16 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（H30.2.9付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

#### 4. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

##### (1) 適切な指導の実施

###### ○ 体罰等の許されない指導の未然防止

体罰は、学校教育法第11条において明確に禁止されており、生徒の体や心に大きな傷を残す行為である。

県教育委員会では、「これからの運動部活動」及び「体罰を根絶する学校」（平成25年3月岐阜県教育委員会）、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に則り、あらゆる研修や講義において運動部活動における体罰根絶に向けた取組を進めてきた。

ア 校長及び運動部活動顧問は、運動部活動の実施に当たっては、上記手引書及びガイドラインの内容を十分理解し、体罰・ハラスメント・不適切な発言等の根絶をあらためて徹底する。

イ 県教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、引き続き支援及び指導・是正を行なう。

###### ○ 運動部活動における障害の未然防止を含めた健康管理と事故防止

運動部活動は、教育活動の一環として学校管理下で行われるものであるため、生徒の健康・安全が最優先されるものである。

独立行政法人日本スポーツ振興センターによる「学校における事故発生件数」は、部活動によるものが約半数を占めている。

ア 校長は、各学校における安全計画や、独立行政法人日本スポーツ振興センター発行の「学校での事故を防ぐために」等を基に、日頃から安全点検や安全指導、危機管理体制の確認等、事故防止に向けた取組を行う。

イ 校長は、予期せぬ運動部活動中の事故やけが、疾病が発生した場合、管理職や運動部活動顧問及び養護教諭が、学校が備える「危機管理マニュアル」に沿って迅速に対応できるよう、日頃から体制整備をしておく。

ウ 運動部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を高めるために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録

の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 運動部活動顧問は、適切な健康管理を行い、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

オ 校長及び運動部活動顧問は、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、例えば、気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する。

カ 県教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

## (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

ア 県教育委員会は、中央競技団体が今後策定する運動部活動における合理的かつ効果的な活動のための手引（競技レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項等から構成されるもので、運動部活動顧問や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）の周知・活用を推進する。

イ 運動部活動顧問は、今後、上記の指導手引を活用して、4（1）に基づく指導を行う。

## 5. 適切な活動基準の設定

運動部活動における休養日及び活動時間については成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、公益財団法人日本スポーツ協会（旧公益財団法人日本体育協会）が示す「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究」も踏まえ、以下の内容を参考に各学校で設定する。

### <設定例>

#### ■ 週当たりの休養日の設定

原則、学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

#### ■ 長期休業中の休養日の設定

学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

#### ■ 1日当たりの活動時間

原則、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。



ア 校長は、3（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当っては、前述の基準を踏まえるとともに、下記に記す留意事項を参考に運動部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。

また、各運動部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行なう等、その運用を徹底する。

#### ※留意事項

- ア) 「ジュニア期におけるスポーツ活動に関する研究」（H29.12.18 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が、競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週あたりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」ことが記されていること。
- イ) 地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期考査前後の一定期間等、運動部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられること。
- ウ) 試合期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については、休養日や時間を他の日に振り替えること。
- エ) 長期休業中や定期テスト期間、オフシーズン等の期間を活用し、生徒がまとまった休養が取れるよう配慮すること。

## 6. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

### (1) 合同部活動等の生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ア 県教育委員会及び関係機関等は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合に、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。
- イ 校長は、学校の状況を踏まえた上で、競技力の向上以外にも、女子や障害のある生徒等も含めて生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置等を検討する。
- ウ 具体的な例としては、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。

### (2) 地域との連携等

- ア 県教育委員会は、今後、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進め、展開していく。

イ 校長は、学校と地域、保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## 7. 学校単位で参加する大会等の見直し

実態調査によると、各部活動が年間参加する大会等の数について、2割の学校が何らかの決まりを設定しており、7割の学校が校長の判断としているのに対し、それ以外の学校は、運動部活動顧問の裁量に任せられている状況がある。

ア 校長は、運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、運動部が参加する大会等を精査する。

その上で運動部活動顧問は、3（1）に示す年間の計画において、その位置づけを明確にし、生徒や保護者に対して情報を提供する。

## 8. 終わりに

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を2年後に控え、世の中のスポーツに関する環境は大きく変わろうとしている。指導者の考え方もスポーツを通じて人生の豊かさ、楽しさを味わう指導が求められる現在、一人でも多くの方がスポーツに親しむ社会の実現を目指し、生活の中に自然とスポーツが取り込まれる姿（生涯スポーツ）を目指していかなければならない。

そのような中で、教育活動の一環である運動部活動は、高校生期にとってスポーツの楽しさ、素晴らしさを学ぶのみならず、人間形成の面からも非常に重要な役割を果たしている。

本ガイドラインを、単に運動部活動の制限にとらえるのではなく、あらためて運動部活動の価値を認識し、生徒一人一人がより楽しく、よりスポーツの価値を味わう運動部活動となる変革の一步として活用していただきたい。

多様な教育が求められる高等学校において、「量」より「質」が求められる中、運動部活動においても「質」の向上に向け、各学校の中で十分議論を重ね、持続可能な運動部活動の在り方について検討していただくことを期待する。